

わくわく 事業募集

～二次募集～

わくわくする地域づくりをはじめませんか！？

応募期間

平成23年6月1日(水)から6月24日(金)まで申請受付
期間前においても事前相談はお受けいたしますので、お気軽にお問合せください。

1 対象事業

自信と誇りのもてる地域を、住民が主体となつてつくるために実施する事業
(実施期間 原則として交付決定日から平成24年3月31日までに行われる事業)

2 対象団体

以下の要件を全て満たす団体

- (1) 原則として5人以上で組織された団体
- (2) 活動が当該地域の多数の住民に支持されると認められる団体
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

3 助成内容

地域会議が事業内容に応じて補助条件、補助率等を審査し、拳母事務所長が予算の範囲内で補助金額を決定します。

4 提出書類

下記の必要書類を豊田市地域支援課(南庁舎4階)へ提出してください。

交付申請書 補助申請事業概要 年間活動計画書 予算書 会員名簿・同意書
規約、会則 見積書(同一業者からの見積もり金額が10万円を越す場合は2社)
その他必要な書類

申請書()の様式は、地域支援課、梅坪台交流館でお渡しします。

豊田市の地域支援課ホームページからも入手できます。 <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

5 審査

地域会議によるプレゼンテーション審査(公開審査)を行い、拳母事務所長が補助金額を決定します。

審査会(予定)

日時 平成23年7月13日(水)午後7時から

場所 梅坪台交流館 大会議室

審査結果は、7月中旬以降の発表となります。

<審査基準>

社会的公益性・地域の必要性・地域貢献性・実現性・
継続性が適合しているか等

プレゼンテーション審査

時間：1団体あたり5分間程度

方法：指定の様式に沿って説明

* プレゼンテーションとは、審査委員
や一般傍聴者の前で活動をPRする
ことです

* 事前に発表原稿(指定の様式)をご
提出いただき、それに沿って5分以
内で説明をしていただきます。



【お知らせ】

補助対象経費に関する基準が追加されました

項目	内容
1 団体への継続交付年数の制限	1 団体への継続交付における数値的な年数制限は設けない。 ただし、同一事業における継続交付の団体には、3 回目以降の申請時に成果を検証する書類を添付してもらいます。
1 団体への交付上限額	1 団体への交付上限額は年間 1 0 0 万円とします。
備品の取り扱い	必要以上に華美でない範囲で交付額を決定します。 自治区関連の団体に相当し、かつ自治区行事に使用する備品の補助率は原則 2 分の 1 とします。 に規定するほか、備品の補助率は 1 0 分の 9 以内とします。
印刷製本の取り扱い	個人に対する配布用の印刷製本代は少なくとも 1 割以上の団体負担を求めます。 イベントにおけるチラシなど無料の配布物は、単価を 1 0 0 円未満とします。
個人が着用する法被等の取り扱い	公益的効果をもたらす場合のみ補助対象経費とします。 (例：防犯パトロールのベスト)
講師謝礼の補助上限額	補助上限額は 1 講師につき 1 回 1 0 万円とします。

昨年度に引き続き、以下の項目も補助対象外経費となります。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する食糧費 (作業時の茶代を除く)
- (4) 用地取得費
- (5) その他市長が適当でないと認めたもの

豊田市または豊田市の外郭団体などで実施している他の助成を受けているものなど、市長が適当でないと認めたものは助成対象となりません。

こんな活動しています！



「防犯見回り、清掃、子ども育成貢献活動」

梅坪おやじ会は、梅坪小学校に通う子どもを持つお父さんの集まりです。防犯見回り活動、地域清掃活動を通じて子どもの健全育成に取り組んでいる他、ふれあいまつりにも参加し地域への貢献もしています。

こうした活動を通してお父さん同士の交流の場としています。

その他詳細は、下記へお問合せください。



問合せ先 豊田市地域支援課 (挙母事務所) TEL 3 4 - 6 6 2 9